

新座市立石神小学校
いじめ防止基本方針



令和 5 年 4 月

新座市立石神小学校

1. 趣旨

本学校いじめ防止基本方針は『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号）13条、いじめの防止等のための基本的な方針【改定版】（平成29年3月）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）に基づき、児童が安心して学校生活を営める学校づくりに努めるとともに、いじめ防止等の対策を全教職員が一丸となって効果的に進めることができるよう新座市立石神小学校におけるいじめ防止対策に関わる基本的な方針及び実効性のある防止対策・実施計画・実施体制について定めるものである。

2. 方針

「いじめ」は「重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である」と捉える。いじめ防止とは、教職員が児童相互に心が通じ合うようなコミュニケーション能力を育成し、主体的かつ望ましい態度で授業や学校行事に参加させ、活躍できる授業や集団づくりを行い、いじめの未然防止を図ることである。

しかし、「いじめ」は「どこの学校・学級にも、いつでも、だれにでも起こりうる人権に関わる重大な事件であること」を常に認識し、いじめの発生を防ぐとともに、いじめの早期発見に努め、いじめが発生した場合にはその解決に向けて迅速かつ有効な対応に全力であたる。

- (1) 「いじめ」は「重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である」という認識の指導の徹底
- (2) いじめの早期発見及び迅速かつ組織的な対応の徹底
- (3) 被害児童に寄り添った親身な指導の徹底
- (4) 重篤ないじめは犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底
- (5) 関係者及び関係機関との連携を図った指導の徹底

3. 定義

「いじめ」とは「当該児童が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている状態」を言う。当該行為がいじめに該当するか否かは、表面的・形式的に行うことなく、被害児童の立場に立って判断する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4. 組織

学校は、いじめの防止及び早期発見・早期解決のため全校を上げて組織的・計画的に取り組む。このいじめ防止等の対策のための中心となる組織

として、『いじめ防止対策委員会』を組織する。

『いじめ防止対策委員会』のメンバーは校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・いじめ問題担当者とする。

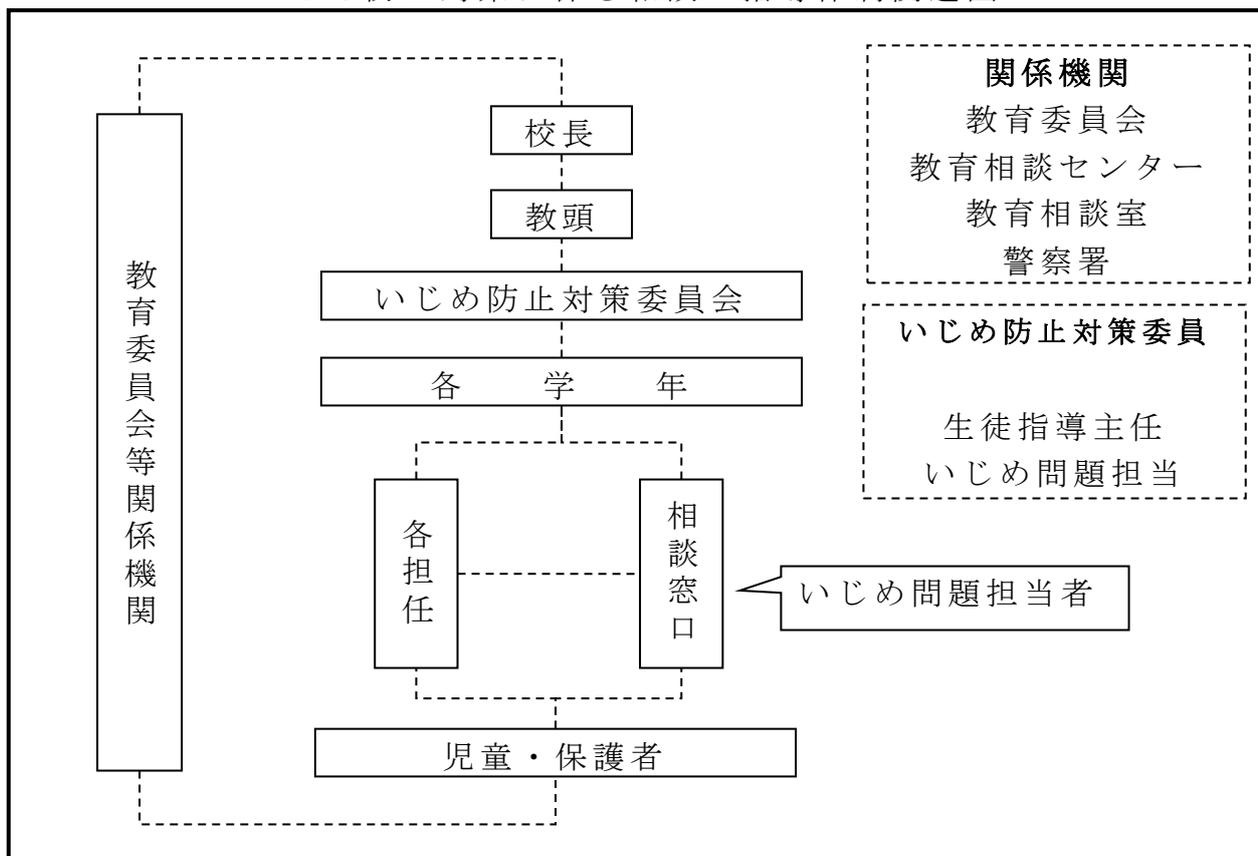
いじめ防止対策委員会の委員長は校長、副委員長は教頭とする。なお、担任や子どもと親の相談員や支援員等関係者を加えることができる。相談窓口はいじめ問題担当者とする。毎月の実態調査は生徒指導委員会いじめ問題担当者とする。

※いじめ防止対策委員会の活動内容

- (1) いじめ防止基本方針に基づく取り組みや実施、具体的な活動計画の作成・実施、検証、修正、総括
- (2) いじめに関する相談や通報の窓口
- (3) いじめの疑いについての情報、児童の問題行動の情報収集・記録等
- (4) いじめ事案に対する組織的な対応

定期的を開催するとともに、必要に応じて委員長が臨時に開催する。

いじめ防止対策に係る相談・指導体制関連図



5. いじめ防止対策委員会を中心に学校が行うこと

(1) いじめを未然に防止するために行うこと

- ・ 規律ある態度を養い、児童が主体的に授業や諸活動に取り組み、安心・安全な学校生活を送れるようにする。
- ・ わかる授業を行い、全ての児童が参加し、活躍できる授業を行う。
- ・ 温かな人間関係を育み、児童が自己存在感・自己有用感を味わえる学級経営を行う（居場所づくり）。
- ・ 全ての教育活動において人権を尊重し、互いを認め合える児童の育成を図る。
- ・ 社会体験活動や交流体験活動を充実させ、児童が自ら気づき、学ぶ体験をさせる。
- ・ 児童委員会を指導し、「いじめ撲滅」宣言をするとともに、「いじめをしない・させない・許さない学校づくり」を推進する。
- ・ 防止対策委員会の指導のもと、いじめに関する校内研修会を開催する。
（いじめの防止に係る内容・いじめの早期発見・早期対応に係る内容・いじめの指導に係る内容等）

(2) いじめを早期に発見するために行うこと

- ・ 児童の観察を励行し、児童の変化や状況把握について把握する。
- ・ 教職員間の定期的な情報交換の場を設け、児童の状況についての共通理解を図る。
- ・ 毎月1回、児童と教職員に対し、生活アンケートを実施し、調査結果に基づき、聞き取り・指導を行う。
- ・ 子どもと親の相談員による、児童・保護者の相談の機会を設ける。
- ・ 保護者会や個人面談等で、保護者との情報交換を行う。
- ・ いじめ防止対策委員会の定例会を5月と1月の年2回開催する。また、必要に応じて臨時会を開催、もしくは生徒指導委員会で検討する。臨時会のメンバーは、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・いじめ問題担当者・学級担任・学年主任とする。
- ・ 学年会議において、児童の情報交換を必ず行い、児童の変化を掌握し、いじめの防止及びいじめの早期発見に努める。
- ・ 保護者に「いじめ発見」チェックリストを学期ごとに実施し、各家庭での早期発見の一助とする。

(3) いじめを発見した後に、早期解決を図るために行うこと

①いじめ被害児童、加害児童双方に詳細な聞き取りを行う。

- ・必ず複数の教員で聞き取りを行い、記録を残す。
- ・いつ、どこで、誰が、どのように、何を、回数等を具体的に聞き取る。
- ・加害児童には、行った暴行等を実演させ、詳細に記録する。
- ・被害児童には、体に怪我などがないか速やかに確認する。

②聞き取りをした教員といじめ対策委員会で、被害児童、加害児童双方への聞き取り結果を確認し、双方の主張に齟齬が生じていないか確認する。齟齬が生じている場合には、改めて事実確認をする。

③保護者との連携

被害児童の保護者へ

- ・速やかに家庭への連絡を行い、いじめの事実・状況を正確に説明する（事実を正確に伝える）。
- ・指導方針を説明し、学校は被害児童を守るという姿勢を強く伝える。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者の気持ちを受容し、協力して対応にあたる。

加害児童の保護者へ

- ・速やかに家庭への連絡を行い、いじめの事実・状況を正確に説明する（事実を正確に伝える）。
- ・指導方針を説明し、いじめの深刻さを理解していただき、協力して児童の指導にあたる。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応方針を批判したりするような場合は、改めて事実確認と学校の指導方針を示し、いじめは許されない行為であることを理解していただく。

④被害児童への支援を行う（⑤加害児童への指導と並行して行う）。

- ・いじめのつらさを受容し、共感的に理解し、安全を確保する。
- ・不信感を抱いている人間関係の回復を支援する。
- ・信頼関係の再構築を図る。

⑤加害児童への指導を行う（④被害児童への支援と並行して行う）。

- ・いじめに係る客観的な情報を収集し、事態に応じて適切な措置を執る。必要に応じて、教育委員会や教育相談室等連携し、出席停止等の措置を含めて、具体的な対応策を検討し、警察や児童福祉機関等の外部機

関と連携して指導に当たる。

- ・いじめは人間として決して許されない、恥ずべき行為であることを理解させ、直ちにいじめを止めさせる。人権と命の大切さを理解させる。
- ・いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、加害児童に寄り添い、心の成長を促す指導を継続する。

⑥周りの児童・学級全体へ指導する。

- ・いじめは他人事ではないことを理解させる。
- ・いじめを知らせる勇気を育てるとともに、傍観者やはやし立てる行為はいじめであることを理解させる。
- ・いじめを許さないという毅然たる教師の姿勢を示す。
- ・話し合いを通していじめについて考えさせる。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を充実させて、好ましい人間関係を築く。

(4) ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、他人になりすまして嫌がらせの画像等を送るなりすましやLINE、オープンチャットなどへの悪口の書き込みをいう。

- ・初期対応は、「いじめを発見した後に、早期解決を図るために行うこと」の手順に準ずる。
- ・LINEや掲示板に書き込まれた悪口や画像は消去させ、可能な限り見届ける。
- ・保護者に家庭でのスマートフォン等の使用のルール作りを促す。

(5) 重大事態への対応

「重大事態」とは、「いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当期間学校に登校することができないことが余技なくされている場合、もしくはこのような疑いがある時」をいう。

- ・いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときには、躊躇なく所轄警察署と連携して対応する。
- ・重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策委員会が中心となり、直ちに、新座市教育委員会に報告するとともに、新座市教育委員会と連携して事実関係を明らかにするための調査を速やかに行う。
- ・校長は上記調査結果を受け、教育委員会へ調査結果を報告するとともに、指導を受けながらその解決に向け取り組む。
- ・臨時全校集会や臨時保護者会等の必要な措置を執る。

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①「いじめに係る行為が止んでいること」
- ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることである。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

6. インターネットを通じて行われるいじめの防止対策

児童がインターネット上でいじめを受けないようにするために以下の取り組みをする。

- ・ネットトラブル等を題材として、学級活動や道徳の時間において指導を行う。
- ・児童にインターネットの利用する際のマナーや約束事、危険性について指導し、その理解を深める。
- ・ネットトラブル等に関する講演会や特別授業を行う。
児童や保護者にネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による講演会等を実施する。フィルタリングの必要性について、児童及び保護者に対し、機会を捉えて意識啓発を図る。
- ・PTAが主体となってネットトラブル等の防止のための取り組みを行う場合は、学校も協力し、取り組みの支援を行う。

7. いじめの防止対策に関わる学校評価の実施

「いじめの防止対策が適切に実施され、成果が上げられているか」について、年度末に学校自己評価を行うとともに、その評価結果に基づいた成果と課題及び改善策を学校運営協議会及び教育委員会に報告する。